

凡 例

1. この月報は、「鉄道車両等生産動態統計調査規則」（昭和29年運輸省令第15号）に基づき実施している「鉄道車両等生産動態統計調査」（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）の調査結果を収録したものである。
2. 記号については次のとおりである。
「-」該当数字がないもの。「…」資料がないか不明のもの。「r」改訂されたもの。
「+」、「-」概算契約に伴う確定金額との差額分又はそれによる調整後の金額。なお、年度補正によるr印は省略している。
3. この月報による品目は「鉄道車両等生産動態統計調査規則の規定に基づく鉄道車両等品目分類表」（平成16年4月1日付け国土交通省告示第411号）によるものである。
4. 平成21年4月分より、鉄道車両生産（新造）調査については「鉄道車両等生産動態統計月報」により、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査及び索道搬器運行装置生産調査については「鉄道車両等生産動態統計四半期報」により公表している。
5. この統計の調査対象の範囲については平成27年4月分より、経済センサスー活動調査の結果に基づく産業分類情報を活用し母集団情報の整備を図った結果、下記のとおり調査対象事業所の範囲を変更した。

調査区分	(旧) 対象事業所	(新) 対象事業所
鉄道車両生産（新造）調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	全ての事業所
鉄道車両生産（改造・修理）調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時30人以上の従業員を使用する事業所
鉄道車両部品生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時30人以上の従業員を使用する事業所
鉄道信号保安装置生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	常時50人以上の従業員を使用する事業所
索道搬器運行装置生産調査	常時10人以上の従業員を使用する事業所	全ての事業所

6. 平成27年4月分より、『JR』、『民需』の需要先について、『JR』、『民鉄等』と名称変更するとともに、公的企業（特殊法人及び独立行政法人等であって、政府による監督・所有関係（政府による出資率50%以上であること等）が存在するもの等）の別を追加した。
7. 平成27年4月分より、『手持』を『受注残』に名称変更した。

この月報の統計数字を他に転載する場合には、必ず「鉄道車両等生産動態統計月報」による旨を明記して下さい。

この月報についての照会は、国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室に連絡して下さい。

(電話：03-5253-8111 内線：28-723)

鉄道車両品目分類表

機関車	電気機関車	直流電気機関車 交直流電気機関車 交流電気機関車
	ディーゼル機関車	液体式ディーゼル機関車 電気式ディーゼル機関車
	その他の機関車	
旅客車	電車（新幹線を除く）	電動車（制御電動車を含む） 制御車 付随車 その他の電車 （荷物車、食堂車、郵便車等を含む）
	新幹線	電動車（制御電動車を含む） 制御車 付随車 その他の新幹線 （保守用車両等を含む）
	ディーゼル車	ディーゼル動車 その他のディーゼル車 （荷物車、食堂車、郵便車等を含む）
	客車 （荷物車、食堂車、郵便車等を含む）	
	その他の旅客車 （ガスタービン車、索道搬器 （閉さ式に限る）等を含む）	
貨物車	コンテナ車 タンク貨車（水運車を含む） その他の貨物車	
特殊車両（保守用車両等含む）		

鉄道車両等生産動態統計調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、鉄道車両等生産動態統計（鉄道車両、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置及び索道搬器運行装置の生産の実態を明らかにすることを目的とする基幹統計）を作成することを目的とする。

2. 調査対象

全国の鉄道車両（新造）、鉄道車両（改造・修理）、鉄道車両部品、鉄道信号保安装置、索道搬器運行装置の製造を行う事業所であって、これらの製造にそれぞれ以下の従業員を使用するもの。

鉄道車両生産（新造）	→ 全ての事業所
鉄道車両生産（改造・修理）	→ 従業員30人以上の事業所
鉄道車両部品生産	→ 従業員30人以上の事業所
鉄道信号保安装置生産	→ 従業員50人以上の事業所
索道搬器運行装置生産	→ 全ての事業所

3. 調査方法

調査は、国土交通大臣が選定する全国の鉄道車両等の製造を行う事業所に対して郵送等により調査票を配布し、回収を行っている。

また、調査は自計報告で行っている。

4. 調査時期

鉄道車両生産（新造）調査については、毎月調査を行っており、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品生産調査、鉄道信号保安装置生産調査及び索道搬器運行装置生産調査については、四半期毎に調査を行っている。

利用上の注意

1. この統計にいう「鉄道車両」とは、鉄道、軌道、索道及び無軌条電車の事業の用に供する車両である。なお、産業車両（工場、鉱山等において自己のためにのみ使用し、その鉄道、軌道又は無軌条電車の敷設に関し、国土交通大臣の免許又は許可を必要としないものに用いられる車両）は調査対象から除外している。
2. 生産指数は、車種別に基準時（平成22年度平均）の1車両平均生産金額を基準時と比較時の生産両数に乘じその比率を統合化して求めた（ラスパイレレス式総和法算式）指数である。
3. 金額は、消費税を含めた工場渡し「生産者販売価格」による。ただし、輸出車両については、消費税を含めFOB（本船渡し）価格による。なお、輸出実績は、契約ベースのものと必ずしも一致しない。
4. 受注残（＝前月末受注残）については、月間補正により修正される場合がある。
5. 平成15年度において鉄道車両等品目分類表の見直しを行い、「鉄道車両等生産動態統計調査規則の規定に基づく鉄道車両等品目分類表」（平成16年4月1日付け国土交通省告示第411号）を定め、平成16年4月分調査より本分類表に基づき調査を実施している。
6. 平成20年度において調査周期、公表方法等の見直しを行い、平成21年4月分より鉄道車両生産（新造）調査については「鉄道車両等生産動態統計月報」、鉄道車両生産（改造・修理）調査、鉄道車両部品及び鉄道信号保安装置生産調査及び索道搬器運行装置生産調査については「鉄道車両等生産動態統計四半期報」により公表している。
7. 平成26年度において調査対象範囲の見直しを行い、平成27年3月分以前と平成27年4月分以降は調査対象事業所数が異なるため、公表値の連続性は担保されない。